明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

［項を削る。］	
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

佐世保学園	佐世保市
［同上］	

第二表

改正後	改正前
（少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十九人以内を置く。 ［2・3　略］	（少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十一人以内を置く。 ［2・3　同上］
別表第一（第一条関係）	**別表第一**（第一条関係）

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

名称	位置
［同上］	
市原学園	市原市
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、同月十日から施行する。

○法務省令第十三号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第五十九条第三項の規定に基づき、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣　**齋藤　健**

矯正研修所組織規則の一部を改正する省令

矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（統括効果検証官及び効果検証官）	（効果検証官）
第八条　効果検証センターに、統括効果検証官一人及び効果検証官三人を置く。	**第八条**　効果検証センターに、効果検証官三人を置く。
2　統括効果検証官は、センター長を助け、効果検証センターの事務を整理する。	［項を加える。］
3　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。